

## 安城市総合交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 安城市における公共交通のあり方を検討し、総合的な交通施策の策定及びその推進に必要な事項を協議するため、安城市総合交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

2 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとする。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 安城市の総合的な地域交通施策の策定及び推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項  
(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (2) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局の職員
- (3) 一般旅客運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 愛知県安城警察署の職員
- (5) 公共的団体等の代表
- (6) 愛知県の職員
- (7) 学識経験者
- (8) 市民の代表

## 安城市総合交通会議設置要綱 (改正案)

## (設置)

第1条 安城市における公共交通のあり方を検討し、総合的な交通施策の策定及びその推進に必要な事項を協議するため、安城市総合交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

2 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとする。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 安城市の総合的な地域交通施策の策定及び推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項  
(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (2) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局の職員
- (3) 一般旅客運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 愛知県安城警察署の職員
- (5) 公共的団体等の代表
- (6) 愛知県の職員
- (7) 学識経験者
- (8) 市民の代表

(9) 安城市の職員

(10) その他の交通会議の運営上必要と認められる者

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 第1項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の日から当該年度の翌年度の3月31日までとする。

- 2 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されるものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 交通会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

(9) 安城市の職員

(10) その他の交通会議の運営上必要と認められる者

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 第1項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の日から当該年度の翌年度の3月31日までとする。

- 2 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されるものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 交通会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決を要する事項は、全会一致を原則とする。ただし、多数をもって議決することについて議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意で決することとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(委員会の設置)

第8条 会長は、個別課題について協議するため、交通会議に委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は交通会議の委員のうちから会長が指名する者その他必要と認められる者をもって組織する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決を要する事項は、全会一致を原則とする。ただし、多数をもって議決することについて議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意で決することとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(委員会の設置)

第8条 会長は、個別課題について協議するため、交通会議に委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は交通会議の委員のうちから会長が指名する者その他必要と認められる者をもって組織する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な修正・変更)

第10条 交通会議において協議が整った事項に関する軽微な修正・変更については、会議での協議を省略することができるものとする。

2 前項における軽微な修正・変更とは、別表1に掲げるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月31日から施行する。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月31日から施行する。

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

別表1 (第10条関係)

- ・バス停名称の変更
- ・バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
- ・ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等
- ・運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正